

平成 23 年度以降の「同和減免制度」の取り扱いについて

総務調整監固定資産税課

1. 方針

平成 22 年度をもって「鳥取市同和対策に係る固定資産税及び都市計画税の減免措置要綱」を廃止する。

ただし、急激な税負担の増加を緩和するため平成 23 年度において減免率を 25%とする緩和措置を講じるが、新規の減免申請は受け付けない。

2. 廃止の背景及び理由

(1) ほとんどの都市（西日本）では廃止（または廃止予定）の措置がとられている。

《対象市》	近畿・九州＝人口 10 万人以上 中国・四国＝人口 5 万人以上
《回答市》	111
《類似制度あり》	59
《廃止または廃止予定》	57
《検討中または未定》	2

(2) 税の公平性の確保が重要課題となっている。

固定資産税は資産の価値に基づいて税を賦課する税目であり、厳しい財政状況の中で、公平な税負担の確保が重要課題となっています。

(3) 鳥取市同和対策総合計画に従い特別対策としての減免制度は廃止する。

(1)及び(2)の背景を考慮し、同総合計画の「本市においては、これまでの特別対策は終了し、一般対策へ移行して取り組みを進めていくこととします。」という基本方針にもとづいて減免制度を廃止することとします。

3. 今後の日程

(1) 説明会（平成 22 年度分）実施・・・平成 22 年 9 月中

(2) 申請及び決定・・・申請受付＝9 月末、決定＝11 月